

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年七月奈良県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「誓います」を「誓います。また、保証人に対する請求は、本人に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します」に改める。

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「同意します」を「同意します。また、保証人に対する請求は、本人に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します」に改める。

(奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第三条 奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「償還いたします」を「償還いたします。また、連帯借主又は保証人に対する請求は借主に対しても効力を生じ、借主又は保証人に対する請求は連帯借主に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意いたします」及び「借主」を「借主及び連帯借主」に改める。

第五号様式中「お願いします」を「お願いします。また、連帯借主又は保証人に対する請求は借主に対しても効力を生じ、借主又は保証人に対する請求は連帯借主に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意いたします」及び「氏名

氏名

①②

①③を 連帯借主 住所

に改める。

氏名

①④

(奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第四条 奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月奈良県規則第三

十号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中「返済します」を「返済します。また、連帯債務者又は連帯保証人に対する請求は債務者に対しても効力を生じ、債務者又は連帯保証人に対する請求は連帯債務者に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します」に改め、同様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項(第五号様式裏面)第七条第一項中「一の債務」を「債務」に改める。

(奈良県営住宅条例施行規則の一部改正)

第五条 奈良県営住宅条例施行規則(昭和三十九年四月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「従います」を「従います。また、連帯保証人に対する請求は、入居者に対しても効力を生ずることを

奈良県知事
市町村の長

と合意します」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。